

京都府くらしの安心推進員だより



No.46 令和 7 年2月

いつも地域の見守り活動に御協力いただきありがとうございます

平素より大変お世話になっております。

京都府くらしの安心推進員・コンシューマーボランティアの皆様におかれましては、今年度も、10月の「京都府くらしの安心・安全推進月間」に合わせた9月～11月頃にかけて、啓発資材を活用した見守り活動にご協力をいただきました。

今年度は51名の方々に、地域の集会やサークル活動の場などでご活用いただきました。心から感謝いたします。

啓発活動において工夫されているとご教示いただいた内容の一部をご紹介します。

今後とも、よろしくお願いいたします。

集まりの中で、口頭で注意の呼びかけをしている。

自治会の催しものの時、利用している。

啓発資材を配付して、詐欺や悪質商法にだまされないようにみんなで助け合おうと話合っている。

会員相互の助け合いの会が出しているニュースに、推進員だよりの事例を載せて注意を呼びかけている。

啓発資材をお渡しする時に、推進員だよりに書いてある事例をお話して渡している。

集会があると聞いたら、少しでも詐欺に遭わないよう啓発している。

◆ コンシューマーボランティアに関するお知らせ ◆

コンシューマーボランティアへのご登録のお願い

消費者啓発活動及び見守り活動を行う「京都府コンシューマーボランティア」を募集しています。くらしの安心推進員の方におかれては、ぜひ養成研修※を受講いただき、ボランティア登録をお願いいたします。

※養成研修は、会場開催の研修(年1回)へのご参加又は動画視聴方式の研修(随時)で受講できます。

【動画視聴方式の受講方法】

<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/volunteerseminar2022.html>



※動画のDVDをご希望の方は、京都府消費生活安全センターまでお問い合わせください。

大学生と合同の「コンシューマーボランティア交流会」を開催します

コンシューマーボランティア(大学生・一般の方)の交流会を開催します。

▶参加希望の方は、京都府消費生活安全センター(電話 075-671-0030)までご連絡をお願いします。(2/26(水)午前〆切)

・日時:3/5(水)13時30分～15時30分

・場所:京都テルサ東館2F 研修室

・内容:①「フェアトレードコーヒーを学ぶ
～おいしい珈琲の入れ方教室～」
(小川珈琲)

② 活動報告

③ (大学生等に対する)感謝状贈呈

ご注意ください!

最近こんなトラブル増えています!

～最近の「見守り新鮮情報」「注目情報」(国民生活センター発表)より～

実在する事業者をかたり…

詐欺や個人情報を聞き出す電話に注意

事例

- 自動音声で「2時間後にこの電話が使えなくなる。オペレーターと話す方は1番を押すように」という電話がかかってきた。1番を押すと、NTT カスタマーセンターを名乗るオペレーターから住所、氏名、生年月日を確認された。
- 総務省を名乗り「2時間後に通信できなくなる」という電話がかかってきた。番号非通知からの着信だった。
- 大手通信会社グループの事業者を名乗り「電話料金が未払いになっている。支払わなければ法的手続きを取る」と電話があった。コンビニで電子マネーを購入するように言われた。

アドバイス

- 総務省や NTT から、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスや SMS を使って連絡することは絶対にありません。
- 非通知や知らない番号からの電話で、個人情報絶対に伝えないようにしましょう。
- 在宅中でも留守電設定にして、受話器を取らず、留守番電話に対応させる、「居留守電」の対策も有効です。

電気・ガスの契約トラブルに注意

事例

- 「管理会社から委託を受けた」という事業者がアパートに訪問してきて、電力の切替を勧められた。管理会社の委託だと思って切替を了承し、必要な情報を伝えた。その後、管理会社に問い合わせたら、「委託したことはない」と返答され、事業者の説明が事実ではないことがわかった。
- 電話勧誘で「安くなる」と言われて契約したが、その後、調べたところ、評判が良くないので解約したい。

アドバイス

- 料金プラン等の説明を受けた上で検討し、契約の意思がない場合は、はっきりと断りましょう。
- 切替契約後でもクーリング・オフ等ができる場合があります。

「〇〇の点検にきました」から始まる勧誘に注意

ご注意ください!

事例

自宅の屋根、換気扇、給湯器、分電盤やブレーカー等を、「〇〇の委託を受けて点検している」「近所で工事している」「無料で点検する」等と電話や突然訪問してきた業者から、点検後に「このままでは大変なことになる」と不安をあおられ、本来望んでいない高額のリフォーム工事等を契約させられたというトラブルが増加しています。

アドバイス

- 突然電話・訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう。
- すぐに契約せず、十分に検討したうえで契約しましょう。複数社から見積もりを取ることが大切です。
- クーリング・オフ等ができる場合もあります。
- 少しでも不安を感じたら、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

重大な事故につながるおそれも… 古いカセットボンベ、刈払機(草刈機)

事例 ①

- 最近ガス代が高いため、カセットコンロを使おうと思った。阪神淡路大震災の頃に購入したカセットボンベを使用したところ、ガスが漏れていて、火を噴いた。

アドバイス

- カセットボンベの使用の目安は製造後約 7 年です。製造年月日を確認するとともに、表示のないものや、変形・さびのあるものは使わないようにしましょう。

事例 ②

- 自宅の裏山で刈払機(草刈機)を使用していた。斜面でバランスを崩し誤って刈払機が右大腿部に当たった。

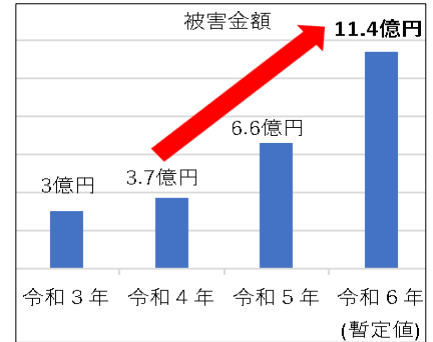
アドバイス

- 刈払作業中は滑りにくい作業靴を使用しましょう。移動するときには、周囲の安全を確認し、刃が回転しない状態にしてから移動しましょう。
- 刈払作業中の作業者には近づかないようにしましょう。

特殊詐欺及びＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺被害の現状と対策

令和６年中の特殊詐欺被害情勢（暫定値）＜京都府＞

- 認知件数 201 件（前年比＋12 件）
- 被害金額 約 11 億 3,700 万円（前年比＋約 4 億 7,600 万円）
- 被害層 65 歳以上の高齢者が約 8 割
- 被害の入口 固定電話が約 8 割
- 手口の特徴 警察官を騙ったオレオレ詐欺の手口が大幅に増加



令和６年中のＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺被害情勢（暫定値）＜京都府＞

- | | | |
|--------------|------------|----------------------|
| ● ＳＮＳ型投資詐欺 | 認知件数 40 件 | 被害金額 約 9 億 5,900 万円 |
| ● ＳＮＳ型ロマンス詐欺 | 認知件数 63 件 | 被害金額 約 8 億 8,800 万円 |
| ● 合計 | 認知件数 103 件 | 被害金額 約 18 億 4,700 万円 |

固定電話の防犯対策

- 「＋１」や「＋44」などから始まる国際電話を利用した詐欺電話が急増しています。国際電話を利用されない場合は、利用休止しましょう。利用休止に関するお問合せは、国際電話不取扱受付センター（**0120-210-364**）にダイヤルしてください。
- 在宅時も常時留守番電話に設定し、相手を確認してから、かけ直しましょう。
- 番号表示サービスを利用して、相手の電話番号を確認し、覚えのない番号には出ないようにしましょう。
NTT 西日本は、70 歳以上の方がおられる家庭を対象に、同社のナンバー・ディスプレイ（番号表示）及びナンバー・リクエスト（非通知着信拒否）サービスを無償化しています（申込専用ダイヤル **0120-931-965**）。
- 防犯機能（警告メッセージ機能と自動録音機能）の付いた電話機に買い替えましょう。

キャッシュカードの防犯対策

- キャッシュカードを騙し取られた場合に備えて、キャッシュカードの利用限度額を見直しましょう。
- 1 日あたりの上限額は多くの金融機関で 50 万円です。自身の生活に合わせた金額に引下げましょう。
- 引下げ手続きはご利用の金融機関の ATM を使って無料で行えますので、ATM の画面をご確認ください。

ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺に要注意

- ＳＮＳで「必ず儲かる」と言った文言や、実際に会ったことのない人から投資やお金の話があれば注意してください。
- ＳＮＳ型投資詐欺は、「必ず儲かる投資方法を教えます」などとメッセージを送るなどして、ＳＮＳに誘導し、投資に関するメッセージのやりとりを重ねて信用させ、投資金や手数料名目で金銭等を騙し取ります。
- ＳＮＳ型ロマンス詐欺は、ＳＮＳやマッチングアプリなどを通じて出会った人と、実際に直接会うことなくやりとりを続けて恋愛感情や親近感を抱かせ、お金や暗号資産などを送金させ騙し取ります。
- 相手を信頼しているため被害に気がつきにくく、被害が長期にわたり高額になりやすいです。

★★ 消費者問題に関する2024年の10大項目 ★★

(国民生活センター公表)

- 能登半島地震や度重なる豪雨など、自然災害相次ぐ 「災害便乗商法」も発生
- 紅麹を原料とするサブリによる健康被害拡大 健康被害情報の報告を義務化
- 越境消費者相談の件数が大幅増 インバウンドの回復に伴い「訪日観光客消費者ホットライン」への相談も増加
- 害虫・害獣駆除やロードサービスなどの想定外の高額請求にかかるトラブルが若い年代で増加
- サポート詐欺 高齢者のトラブルが後を絶たず
- 「スキマ時間に気軽に稼げる」などとうたう副業に関する相談が増加
- 「訪問購入」に関するトラブルの相談、引き続き多く寄せられる 中には犯罪まがいの事例も
- 消費生活用製品安全法等の改正 海外から直接販売される製品の安全確保や子ども用の製品による事故の未然防止に対応
- 「ステマ広告規制」 措置命令相次ぐ
- 集団的消費者被害回復訴訟に関し、初の最高裁判所判決が出される

★★ 5月は消費者月間です ★★

※ 「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行っています。

令和7年度消費者月間統一テーマ

「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費
～どのグリーンにする?～」

5月に講演会を予定しています。

ご興味がある方は、ぜひメールマガジンにご登録ください。

見守り、啓発用のカルタを貸し出しします

地域の集会等での見守りや啓発活動のために使っていただけるグッズとして、くらしの安心推進員・コンシューマーボランティアの皆様、詐欺防犯対策競技カルタ「百サギ一蹴」の貸し出しを行います。

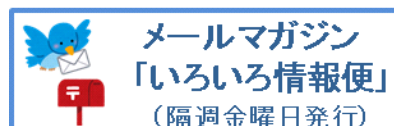
貸し出しを希望される際は、京都府消費生活安全センターまでご連絡をお願いします。



～困った時は、お気軽にご相談ください～



@消費者庁



京都府消費生活安全センターでは、消費生活に関する様々な情報を、メールで発信しています。配信ご希望の方はご連絡ください。

《消費生活相談》(平日9時～16時)
075-671-0004

《若年消費者ほっとダイヤル》(平日9時～17時)
075-671-0044

発行：京都府消費生活安全センター
電話：075-671-0030(事務)
FAX：075-671-0016
メール：kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp